

十八世紀末ウィーンの出版文化

—ゲオルク・フィリップ・ヴーヒエラーの出版活動を例にして—

* 上村 敏郎

はじめに

ハプスブルク君主国を対象とした書物の研究はしばしば遅れていると言及されてきた。しかし、一九九八年に設立されたオーストリア書物研究協会 *Gesellschaft für Buchforschung in Österreich* はその遅れを取り戻すために、精力的に研究を進め、その成果をまとめつつある。また二〇〇七年四月二十六日から二十八日の三日間にわたってオーストリア十八世紀研究会との共催で「十八世紀のコミュニケーションと情報——ハプスブルク君主国の例」

Kommunikation & Information im 18. Jahrhundert, Das Beispiel der Habsburgermonarchie と題した研究集会が開催され、ヨーロッパ各地から集まった総勢二九名の研究者たちによる多彩な研

究成果が発表された。この大会では、初日は開会式のみだが、二日目に「書籍生産と文化の伝播」「書籍販売と文学の受容」「出版社の書籍販売——組織とネットワーク」「秘密性」に関する発表が行われ、三日目には「知識伝播の美学」「啓蒙の日の出？ 学校問題と教育」「民衆の啓蒙？」「知識伝播のメディアとしての定期刊行物」に関して発表がなされた。これらの題目に現在の書物研究の問題関心が示されている。

筆者はかつて啓蒙専制君主として知られるヨーゼフ二世の治世下における知識人の政治行動を明らかにするためにヨーゼフ・リヒターのパンフレット『なぜ皇帝ヨーゼフは民に愛されないのか』を分析した¹⁾。リヒターは、啓蒙主義に自らの活路を見いだした新興知識人であり、ここでは出版活動を通して展開されたウィーン啓蒙知識人の政治行動の特徴を明らかにした。またパン

フレット間の論争を政策論議、リヒターのパンフレットを政治献策として捉え、ヨーゼフ二世の治世下にはつきりと公論の発展を見た。しかし、リヒターのみを以てヨーゼフ治世下の知識人を語ることはできず、また作家のみが知識人であるともいえない。それ故、対象を知識人の政治行動から公論の生成過程にまで広げる必要がある。

オーストリア国立文書館に所蔵されている行政史料の中に一七八〇年代から九〇年代にかけての警察文書をまとめたベルゲン文書という史料がある。一九二七年七月に起きた司法省の火事によって一部焼失してしまっているが、ヨーゼフ二世治世下の警察行政を知るには最良の史料である。この史料の中に一七八九年七月に禁書販売の嫌疑で家宅搜索を受け、逮捕された卸売兼書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴェーヒェラー *Georg Philipp Wucherer* *Groß- und Buchhändler* に関する一連の捜査記録がある。本稿では、この史料を基にしてヨーゼフ二世治世下における出版活動について考察を加えたい。

まずヨーゼフ二世が行った出版政策について概観し、次に書籍商を含めた出版業者がいったいどのような人々であったのか、統計資料に基づきながら明らかにし、その上でヴェーヒェラーの出版活動について考察したい。一つの例ではあるが、一人の出版業者の活動を具体的に考察することにより、十八世紀ウィーンの出版文化の特徴が浮かび上がってくるであろう。テキストの解釈

は、それを取り巻く文化的環境の中に置かれてこそ可能となる。テキスト解釈については別稿で論ずることとする。

一 ヨーゼフ二世の検閲政策

ヨーゼフ二世による検閲政策には三つの転換点があるが、最初のメルクマールは有名な一七八一年六月十一日に発布された検閲規定である。これは一七八一年二月に出された「将来の正規出版検閲を制定するための基本原則」に基づいて作成され、一〇箇条にわたってハプスブルク君主国における検閲政策の方針を規定している。まず、前文で検閲におけるウィーンへの集権化をはっきりと謳っている。ウィーンに設置された「出版検閲中央委員会」*Bücherzensurshauptkommission* が検閲の最高機関として招集され、地方では「出版検閲局」*Bücherrevisionsamt* が唯一の検閲機関として活動することになった。第七条での「教養、学術、宗教に本質的な影響を持つようないくつかの重要性のある著作は全て書籍検閲のためにウィーンへ認可を求めて送られなければならない」という規定はこうした検閲の集権化を如実に示している。そして有名な第三条では批判の自由化するわち高身分層に対する批判文書を許容する見解が示された。また第八条では外国から世襲領内に入ってきた書籍の海賊出版に関して論じられている。この箇所はヨーゼフ二世の検閲緩和政策のもうひとつの側面、つ

まり経済的な意図を明らかにしている。つまり外国書籍の海賊出版が基本的に認められたのである。⁵ 外国書籍の国内生産を認めることは外国からの輸入を抑え、国内産業を振興しようとするヨーゼフ二世の経済政策と合致するものであった。つまり、ヨーゼフ二世の検閲政策の眼目は、検閲行政の中央集権化、批判の容認、出版業の振興の三点にあるといえる。

出版検閲中央委員会が書物に対する唯一の審判機関となったことよって、出版の可否は委員会の検閲官の判断に左右されることになる。つまり、検閲官にどのような人物が就任するのかが重要な問題となった。この委員会は一七八二年に宮廷教育委員会と合併され、ゴットフリート・ヴァン・スウィーテンが委員長として就任する。彼は外交官として各地を遍歴した後、一七七七年に宮廷図書館長に就任し、一七八一年以来、宮廷教育委員会の長を務めてきた人物である。⁶ 彼の指導の下、検閲委員会は啓蒙主義者の牙城となった。

ヴァン・スウィーテンの努力によってなされた事前検閲の撤廃、これがヨーゼフ二世の検閲政策における第二のメルクマールである。「検閲のために草稿を提出するか、すでに印刷された初版を提出するかは、検閲の効果にとつてどちらでもいいことである。しばしば悪筆よりも活字を読むほうが楽なので、検閲はさらに効率化するだろう。著者、そして組版の苦勞が危険にさらされる印刷業者もそれで損はしない。なぜなら、確実に禁止に値しな

いと判断されるような著作で、許可 *admittitur* あるいは認可 *imprimatur* ⁷ をもらえばすぐに公衆の間に出版でき、その素早さでかなりの時間の節約ができるからである。しかし、その著作が認められるべきではなければ、すでに存在する組版が警察によつて再び解体されるように、検閲は配慮しなければならぬ。⁸ 一七八六年四月二十六日の決議は以上のように語っている。つまり出版業者に対して検閲前の印刷を許可したのだ。これは本来印刷に処すことができなかつた書物を秘密裏に流通させることを可能にした。

しかし、こうした比較的自由的な検閲政策は政府内の保守勢力によつて常に批判に曝されていた。⁹ 皇帝自身からして一七八四年にすでに「出版の自由」に対して懐疑の目を向けている。¹⁰ つまり、出版の自由は危ういバランスの上に成り立っており、その均衡はいつ崩れてもおかしくないものだったといえよう。事実、一七八九年には印紙税導入の議論が盛んになされ、ヨーゼフ二世は印紙税導入を決定する規定に七月十六日にサインしている。¹¹ この印紙税導入が第三のメルクマールである。印紙税導入はヨーゼフ二世の検閲政策が再び言論統制へと舵を取ったことを如実に物語っている。その後、十一月二十四日には事前検閲が再導入され、「拡大された出版の自由」は急速に色あせていくのである。

二 十八世紀末の出版業者

次に十八世紀末の出版業者がどのような人々であったのか、統計資料や同時代人の証言に基づいて考察していきたい。具体的な考察に入る前にまず出版業者に関する法的規定について述べておきたい。ハプスブルク君主国では一七六七年九月十八日に書籍に携わる業者は大学に登録申請することが義務づけられた。そして一七七二年三月二十八日に書籍商に関する規定が發布され、書籍印刷業 Buchdruck と書籍販売業 Buchhandel、書籍製本業 Buchbinderai を区別することが決定された。またこの規定によって、書籍商は「禁書を除いて製本済み書籍も未製本書籍も、古書も新刊書も、個別の版画も地図も」あらゆる種類の書物を販売できるだけでなく、「自ら書物を出版したり、他のものから買い取ったり」することができるようになった。古書店 Antiquariat は認可された製本済みの古書を販売できるが、書籍小売業者 Buchkrammer に新刊本を販売したり出版したりすることが禁じられた。こうした状況は一七八六年に新しい規定が發布されるまで続いたのである。一七八六年の規定によって、「どの書籍印刷業者にも区別なく書籍販売業の権限が、またどの書籍販売業者にも印刷所の設置の権限」が与えられた。^⑬この規定によってウィーンの出版業界は簡素化され、新たな業者の参入障壁は縮小された。

次に出版業に関してドイツ語圏におけるハプスブルク君主国の占める割合について見てみる。ドイツ語圏における出版業の中心地は、定期的に書籍市が開かれていたフランクフルトとライプツィヒであった。三〇年戦争以後衰退していったフランクフルトの市に対して、ライプツィヒの定期市は順調に発展していた。ハプスブルクで出版されていた『書籍商新聞』に掲載されたライプツィヒ定期市に参加した都市別書籍商数によると、一七七八年には一〇一都市二二八業者だったものが一七八五年には一八八都市三二六業者にまで増えている。これは十八世紀後半にドイツ語圏の書籍商の数が急激に増加したことを示している。ハプスブルク君主国の都市に目を向けると、一七七八年に定期市に参加した業者は三都市一二業者だったが、一七八五年には八都市三三業者であった。^⑭ドイツ語圏全体に占める割合を考えると、一七八八年は全体の五・二六%だったのが、一七八五年には一〇・一二%と全体の一割を占めるまでになっている。もつとわかりやすく全体の増加数(率)と比べてみると、全体では九八業者(四三%増)なのに対し、ハプスブルク君主国では二一業者(一七五%増)である。以上のことから、確かにドイツ語圏全体で書籍商は増加傾向にあったが、特にハプスブルク君主国では成長の度合いが著しいことがわかる。

次に同じデータを用いて、ハプスブルク君主国内の定期市参加業者を見ていきたい。参加業者を都市別にまとめると次の表1の

表 1

都市名	1778年	1783年	1785年
ブルノ Brunn			1
グラーツ Graz		1	1
クラゲンフルト Klagenfurt			1
リンツ Linz			1
ペスト Pest			1
プラハ Prag	1	1	7
プレスブルク Preßburg	1	2	5
ウィーン Wien	10	13	16

ようになる。

この表から二つのことが読み取れる。第一に、ウィーンが紛れもなく中心であること、第二に、一七八三年から一七八五年への変化が大きいことである。一七八五年に新規参入した都市が四つ増えているのに加えて、プラハとプレスブルクで参加業者の著しい増加が見られるのである。こうした変化の背景に一七八一年に行われた検閲の緩和が与えた影響は大きかったと考えられるが、疑問点も残る。それはなぜ一七八三年ではなく、一七八五年の変化が大きいのかである。これは慎重に検討すべき問題であるが、本稿では論じない。

次に当時ウィーンで出版されていた住所録からウィーンの出版業界について、考察を加えて

みたい。^⑤一七七九年に記載された書籍商は一名、一七八〇年に一二名、一七八二年も変わらず一二名、しかし一七八九年には一八名まで増加している。住所録の変化からも八〇年代後半に書籍商の数が急増したことが伺える。これと同様のことが印刷業者と製本業者にもいえる。印刷業者は一七七九年から一七八二年まで七名だったのが、一七八九年に一九名になっている。また製本業者は一七七九年二六名、一七八〇年二八名、一七八二年二九名と推移してきたのが、一七八九年に四二名にまで増えた。残念ながらライプツィヒ定期市参加業者が増えた一七八五年前後のデータがないが、おそらくはこの時期に出版業者が急速に増加したのではないかと考えられる。

イグナーツ・デルカの編纂したガイドブックもウィーンの出版業界について教えてくれる。^⑥一七八七年の時点で彼は書籍商として二〇名挙げている。このうち九名は印刷業との兼業者であり、また一人はある印刷業者と全く同じ住所であることから共同経営していたと考えられる。つまり、書籍商を営む者の半数が印刷所を所有し、印刷業も兼ねていたことがわかる。またデルカは一九名の印刷業者、二一印刷所を挙げている。彼はその際に印刷業者が所有する印刷機の数も挙げている。印刷機の総数は一一六台であり、平均で一印刷所につき約五・五台の印刷機があったことになる。最大の印刷業者はヨハン・トーマス・エドラー・フォン・トラットナーであり、彼は二つの印刷所を所有し、そこには

合計で三一台の印刷機があった。次に続くのは、ヨーゼフ・エドラー・フォン・クルツベックであり、彼も二つの印刷所を持ち、合計一五台の印刷機を所有していた。この兩名は宮廷印刷業者として特權的な地位を与えられていた者である。また、貴族の称号を持つ者は一九名中に四名とそれほど多くはないが、その四名が所有する印刷機の合計は六一台となり、これは全印刷機の約五％にあたる。一七九四年のデータでは書籍商は三三名、印刷業者は三四名挙げられており、出版業はヨーゼフ二世の統治終了後も順調に伸びていったことが伺える。

次にゴイサウが編集したカタログに目を向けてみたい。これは検閲緩和から一七八二年八月までに出版された小冊子・パンフレットのアルファベット順目録であり、タイトルと出版者、価格について情報を提供してくれる。このカタログから出版者別パンフレット出版数を算出すると次の表2のようになる。

ここで注目したいのは、先ほど名前を挙げた宮廷印刷業者のトラットナーとクルツベックはそれぞれ六位、四位と印刷所の規模の割には出版数が少ないことである。一位のハルトルはこのカタログの出版元であり、その影響もあるのかもしれないが、それを差し引いて考えたとしても二四〇点は圧倒的である。セバステイアン・ハルトルは一七七九年や一七八二年の住所録には製本業者として名を連ねていることから、製本業者から書籍商へと転向した者であることがわかる。彼は一七八二年十二月に書籍商として

正式に認可を受けている。¹⁸⁾つまり、このカタログが発刊された時点では、ハルトルは新興書籍商であったことがわかる。ヨハン・ペツルは「ハルトルは一般的な書き物時代において大変人気のあるパンフレットの父であったが、いまや長持ちする作品も出版している」と評している。¹⁹⁾また、二位のヨーゼフ・ゾンライトナーは元々法学者であり、一七八一年にテレジア・シユルツから権利を買い取って開業した新興出版業者である。出版業の知識がほとんどなく、「彼の店舗の半分はすでに紙くずで埋められている」という指摘もあり、パンフレットに特化した出版を行っていたことは容易に推測できる。²⁰⁾ちなみに三位のヨーゼフ・フェルディナント・エドラー・フォン・シエンフェルトは、ブラハの大手出版業者であ

1	Hartl	240	10	Gehlen	34
2	Sonnleithner	124	11	Kraus	24
3	Schönfeld	82	12	Schmid	14
4	Kurzböck	70	13	Schulmeister	12
5	Gerold	65	14	Tomicy	11
6	Trattner	64	15	A. Gräffer	10
7	Weingand	59	16	その他	34
8	Grund	42	17	不明	8
9	Wappler	41			

表2

る。このカタログから見えてくることは、一七八〇年代前半にパンフレットを出版していたのは新興出版業者であることだ。

では、どうして新興出版業者はパンフレット出版に向かうのだろうか。一つには生産コストの問題がある。書物は様々な工程を経て読者の下に届く。ここでは『出版業についての率直な試論、特に帝国世襲領に関して』を参考にして、書物の生産コストについて考察してみる。このパンフレットによると、一ボーゲン^①一〇〇部刷るためのコストは八〜九グルデンで、二四ボーゲンの著作を作るには約二〇〇グルデン必要になり、この一〇〇部を一グルデンで売ったとして利益は八〇〇グルデンになる。このうち半額、少なくとも四分の一は原稿料として作者に払わなければならない。それでも出版者は四〇〇から六〇〇の利益を上げることができる。しかし、この計算はいくつかの損失を度外視している。通常一〇〇部のうち、四分の一あるいは五分の一が売れ残るか、少なくともすべての在庫を売り切るには一〇年以上かかる。また、出版者は在庫のうち五〇部以上自分の店舗で売るのはまれであり、残りは他の書籍商に四分の一から三分の一の割引をして販売するか、あるいは彼らが抱えている在庫と同数交換するかであった。こうしたケースを考慮すると少なくとも三〇〇グルデンの損失を計上しなければならない。つまり、この計算に従えば、出版業はそれほど利益の上がらない商売だといえる。しかし、この考察はあくまでも書物に関するものであり、パンフレット

というメディアにそのまま当てはめることはできない。パンフレットは通常八折判で六四頁以下であることが多い。一ボーゲンから八折判は一六頁作り出されることから、六四頁のパンフレットは四ボーゲン相当であり、これを一〇〇部刷るコストは三二〜三十六グルデンである。更にパンフレット一部を一〇クロイツァーと想定すると、二一六部販売できると、印刷コストを回収できる計算である。一〇〇部売り切った場合、売り上げは約一六七グルデンになり、利益は約一二三グルデンとなる。むしろ、この試算は作家の稿料やその他の経費を度外視したもので（更には、パンフレットの印刷に使用される用紙は通常よりも低品質のものが多く、印刷コストもより低いものになったであろう）正確なものではないが、大型書籍に比べると市場も大きく、初期投資額も低いため、参入しやすい市場であったことが推測される。

書物の発行部数がどの程度だったのか、この問題は出版業に目を向ける上ではやはり重要な問いである。宗教関連の書物の販売部数は、この時代にあってもかなりのものだったといえる。例えば、ウィーンで行われていた説教を批評した『週刊 ウィーンにおける説教についての真実』は約一二〇〇部の発行部数を誇っていた。この週刊誌は少なくとも二ボーゲン（時には三〜四ボーゲンになることもあった）からなり、一ボーゲンあたり四クロイツァーで販売された。また、四半期ごと、すなわち一三号を一巻にまとめて出版したが、次第に売り上げは減少し、五巻は八〇〇

部、六巻は五〇〇部程度だったという。また、三巻発行後まもなく、出版者は著者に一ボーゲンあたり六グルデンの稿料を支払ったようである。また、ヴーヒェラーが出版したプロテスタントのための賛美歌集は小型本が六〇〇〇部、大型本が三〇〇〇部発行された²⁴。しかし、宗教書以外でも大量に発行されたものは存在した。一七八五年に出版されたヤーク・ハイブリッヒ著『オーストリア軍のための法律要約』は二〇〇〇部売れ、またライプツィヒ定期市に五〇〇部ほど持ち込まれた。ヴーヒェラーが出版したパンフレット『セーケイ近衛連隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』は第六版まで発行され、海賊版も四〇〇〇部売れたようである。しかし、これは成功した出版例であり、パンフレットに関しては普通二〇〇〇部程度の発行部数だったのではないだろうか²⁵。

三 ペルゲン文書に見るゲオルグ・フィリップ・ヴーヒェラーの出版活動

ここではまずゲオルグ・フィリップ・ヴーヒェラーがどのような人物であったのか、確認し、その後ペルゲン文書から見たヴーヒェラーの出版活動について考察する²⁶。

ヴーヒェラーは一七三四年一月十五日にプロテスタントの説教師ヨハン・ヤコブ・ヴーヒェラーの下で七人兄弟の三男として帝

国都市ロイトリンゲン近郊のオフアーディングンで生まれた。一七六〇年にヴェルテンブルク人の女性と結婚し、五人の子供もうけているが、一七八九年時点で生きているのは一九歳の娘と九歳の息子のみである。ゲオルグ・フィリップは、父の支援もありロイトリンゲンに日用雑貨店を開き成功を収めた。彼に転機が訪れたのは一七六六年である。この年、ロイトリンゲンの参事会員選出をめくり市参事会と市民との間で大きな争いが生じ、帝国宮廷法院 *Reichshofrat* に提訴されることになった。ヴーヒェラーはもう一人の市民とともに市民側の「代表」*Deputierter* としてウィーンに向かっている。そこで知り合ったエマニエル・ポーツェンハルトから彼の経営するバルヘント織物工場の工場長のポストを年給八〇〇グルデンで提示され、ロイトリンゲンの店を親戚に譲り、一七六八年にクロスターノイブルクへと移住した。しかし、この工場は三年でつぶれてしまい、彼は職を探するためにハンガリーやハレ、ザクセンを遍歴し、一七七二年始めにグラーツへとたどり着いた。グラーツでは鉄鋼工場で職工長として一二〇〇グルデンで契約し、最終的には一五〇〇グルデンの給与を受け取るようになる。しかし、一七七九年に工場は閉鎖される。工場商品の残務処理の中で、ヴーヒェラーはウィーンの卸売商人ヨゼフ・シュヴァルツライトナーから彼の所有する債権者の管理下に置かれていた会社の立て直しを依頼される。彼は手始めに四〇〇〇グルデンの債券を処理し、実質上の共同出資者になった。事

業はうまくいき、一年半という短期間でほとんどの債権者に支払いを済ませ、会社の債務は支払期限が一年後のものを残すのみになった。しかし、三年目にシユヴァルトナーがヴーヒエラーに相談することなく、事業を息子に譲り、またイギリスの店舗を自分の会社に引き入れると宣言したため、彼は三年後に事業から手を引き、二年間分割で三六〇〇〇グルデンにもなる自分の資本を回収することを決定した。ヴーヒエラーは書店を開くために、卸売業の権利を申請し、一七八三年にその権利を得た。市場開催時間内という制限付きではあったが、卸売商は書物を含めてあらゆる商品を扱う権利を有していたので、外国の書籍商が出版した書物を受託販売することができた。ヴーヒエラーは最初プロテストント用の信仰書を出版する一方で、シユヴァルトナーナイ商会にいた頃に知り合ったカールスルーエの書籍商シユミィダーから委託された書物をウィーンで仲介者として販売していた。書籍商委員会 *Buchhandlergremium* やニードーエスタライヒ政府の反対に遭いながらも、ヴーヒエラーは市場開催時間以外に個人販売を行うために書籍商の資格を求め続け、何度かの棄却を経た後一七八五年一月に彼の申請は許可された²⁹。

これまで、ゲオルグ・フィリップ・ヴーヒエラーがウィーンで書籍業に従事するまでの経緯を見てきた。彼が辣腕経営者であったことは疑問の余地はない。その彼がどうして逮捕されてしまったのか。

ゲオルグ・フィリップ・ヴーヒエラーは一七八九年七月二十七日に検閲の許可を受けていなかった『健全な理性』をドゥッカーテンで密かに販売しているところを発見され、七月二十九日に事情聴取のために警察に召喚された。ウィーン警視総監フォン・ペーアはスパイを使って、この本をヴーヒエラー自身の手から買うことに成功したと覚書に記している³⁰。ヴーヒエラーは本を販売したことを認めたが、警視総監はヴーヒエラーが秘密結社ドイツ・ウニオンに関与している危険人物であるとみており、徹底的に調査することを主張し³¹、法に合った刑罰を与えるために刑事裁判所に明け渡すべきかどうか判断するために、警察と二人の市参事会顧問官によって行われる予審を開くように皇帝に提案した。以上の史料から推測するに、警察が問題視していたのは、ヴーヒエラーが禁書販売していたことよりもむしろドイツ・ウニオンのメンバーであったことである。

一七八九年にライプツィヒで『テクスト以上の覚書、あるいは人類の最善のために結成された新たな秘密結社である二人のドイツ・ウニオン』が出版された³²。これはドイツ・ウニオンに関する秘密文書を暴露出版したものであった。そこには居住地ごとに分類されたメンバーリストが記載されている。ウィーンの名前にも三人の名前が挙げられている。外科アカデミー校長のフォン・ブラムピツラ *v. Brambilla*、作家のリヒター³³、そして卸売商兼書籍商のヴーヒエラーである。ウィーン警察はおそらくこの

本によりドイチェ・ウニオンの恐るべき目的とそのメンバーについて把握していたのだろう。

ところで、ヴァーヒェラーの属していたドイチェ・ウニオンとはどういう組織だったのだろうか。『テキスト以上の覚書』並びにウニオンの構成員の一人であったレオポルト・アロイス・ホフマンが一七九六年に出版した『ドイチェ・ウニオンと、またそのイェルミナーティ、フリーメーソン、バラ十字団との関係についての文書に基づいた説明』を参考に組織の性格を検証してみたい。

『覚書』および『説明』に収録された「二人の計画」と題された文書からこの組織の目的を読み取ることができる。ドイチェ・ウニオンは一七八七年にカール・フリードリヒ・バルルトによってハレで結成された秘密結社である。この組織は「キリスト教の崇高なる確立、人類の啓蒙と迷信や狂信の排除を神の著作を愛する人すべての結束によって推進すること」を目指し、その実現のために出版メディアを重要視するところに特徴があった。会員にはまず優れた作家を組織に引き入れることが推奨され、次に通信の簡便化および反対派による通信傍受の阻止のために、郵便局長や局員を確保し、そして君主や大臣を除くすべての諸身分から会員を集めることを目標とした。また、会員は指導者と一般会員に分けられ、組織の真の目的、およびその実現のための手段は指導者へのみ明かされた。組織の拠点としては、読書協会を隠れ蓑にすることが述べられている。組織のメンバーは、それぞれの居住

地で組織や「啓蒙の伝導」について話すことは禁じられ、ただの読書共同体の一員として協力活動を行うように指示された。一般会員にはこうした読書協会がドイチェ・ウニオンの拠点であることさえ隠していた。徹底した秘密主義がそこには見られる。あらゆる場所に読書協会を設立するために、指導者には次のような使命が与えられていた。一つはドイチェ・ウニオンの機関誌として総合的な教養新聞 *allgemeine Intelligenzblatt* を発行し、その他の新聞や雑誌を駆逐すること。二つめは、組織の目的に沿って読書協会のために選定された書物のリストを処理するために、書記を一人選ぶこと。もしウニオンに共鳴する書籍商がいるなら、出版業界に参入していくことが推奨された。ドイチェ・ウニオンは読書協会や教養新聞を利用し、また作家や出版者を会員に取り込むことで、様々な場所で影響力をえることを構想していた。

このように、ドイチェ・ウニオンは出版業界と深く結びついた秘密結社であり、有能な出版業者であったヴァーヒェラーはハプスブルク君主国の「司教」としてドイチェ・ウニオンの中でも重要な役割を果たしていた。警察によって押収されたバルルトからの書簡について彼は次のように弁明している。「このバルルト博士からの書簡は単にウニオンに関係するもので、彼は組織の実現に従事している優れた人物の一人だったので、私は当地の司教として彼とそれについて何度も手紙のやりとりをしました。私は彼にここや別の場所でウニオンに入会したものを知らせていたので

す³⁹。ヴーヒエラーの旺盛な活動は彼が積極的に会員を集めていたことからも伺える。ヴーヒエラーの管轄区だけでもメンバーは一一〇名にもなり、これは全体(五二二名)の約二一%を占めていた⁴⁰。

ヴーヒエラーは家宅搜索を受け、店舗の地下室からは二七点の禁書が発見された。それに対するヴーヒエラーの弁明からウィーン書籍商の出版活動がどのようなものであったのかが明らかになる⁴¹。警察の取り調べは主に①原稿の入手経路②印刷部数③販売先および譲渡先の三点に関して重点的に行われた。ハプスブルク君主国に関する出版研究において出版部数に関してはほとんど史料がないと言われている現状からすると、このヴーヒエラーの証言は非常に貴重なものである。

まずは原稿の入手経路について検討していきたい。原稿の入手経路は二七点中一八点が執筆者による何らかの形で持ち込みであった。そのうち郵便で送られてくるケースが二点、国外から持ち込まれたケースが五点あった。ヴーヒエラーは知らない人物の持ち込み原稿も印刷している。二七点の禁書の中には入っていないが、『セーケイ近衛連隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』というパンフレットに言及する際に、ヴーヒエラーは「この著書の作者を私は知ることはできないのです。私にはしばしばこの種の原稿が小包郵便や別の方法で無記名で送られてきます。しかし、その中には全く無価値なものやここで受け入れられない

と思われる種類のものであるために、私が利用することなく返送することもあります⁴²」と述べている。つまり、こうした状況は出版者すら著者の素性を知らない場合が多々あったことを示唆しているとともに、学生や青年が原稿を書き、出版するという文化が醸成されつつあったことがわかる。反対に、ヴーヒエラーが作家に依頼するケースも当然あった。例えば、『修道士の謝肉祭』というパンフレットのケースでは、もともとフランス語で似たような書物が出版されており、ヴーヒエラーは「似たような種類のドイツ語のものもここで出版したい」と考えて、ヨーゼフ・リヒターに執筆させている⁴³。

このように入手された原稿は、次に印刷に回されるわけだが、ヴーヒエラーは印刷所を所有していなかったので、ほとんどの場合、書籍印刷業者ヴァイマルに印刷を依頼したと考えられる。ヴァイマルはもともとプラハの出版業者シェーンフェルトがウィーンに建てた印刷所の職工長だったが、ヴーヒエラーから資本を借りて印刷所を手に入れた人物である⁴⁴。その際に当然のことながらヴーヒエラーが何部印刷するかを決定する。五〇〇部印刷したのが二七点中一点、三〇〇部が三点、三〇〇部以下だと考えられるのが五点、一五〇〇部が一点と「五〇〇部か一〇〇〇部」が一点、残りの六点が不明である。もしヴーヒエラーの発言が偽りでないとすれば、初版では通常五〇〇部程度印刷し、売れ行きを見て増刷を判断していたと考えられる。また例外的に多

かったといえる一五〇〇部印刷された『迫害は理解を育む』*Verstoß das Intelectum* はラテン語とドイツ語の対訳本であり、一七六八年にハンガリーで起きた事件を扱ったものだった。

印刷された書物は一部を検閲に提出し、販売許可をえなければならぬ。摘発された書物のほとんどは検閲を通らなかったものだが、中には最初から検閲に提出していないものも存在する。例えば、『ウィーンのいかさま』*Charlatanerien von Wien* というパンフレットのケースでは、ヴーヒェラーは原稿を読んで到底ウィーンで出版できるものではないと判断し、「それを直ちに外人のためのものと決めて」印刷した。また、『みだらなアーデルセは聖なるフォン・フリース伯爵を彼の病氣すべてから解放するのだからか』という質問 *Befrage, ob noch eine genagte*

Adelisse den hl. G. von Friegh von all seinem Uebel befreyn würde?

というパンフレットのケースでは、ヴーヒェラーはライプツィヒ書籍市に行く直前に受け取った原稿を読みもせずに印刷し、ライプツィヒへの旅行中に目を通して、「おもしろくない内容といくつかの下品な言動のため、私はそれを検閲に渡すことも販売することもすべきではない」と指示し、ライプツィヒでも販売しなかった。『現在のヨーロッパの国立劇場の歴史』*Geschichte des jetzigen Europäischen Staatstheater* の場合も低俗な内容のために検閲に送らなかつた可能性を示唆している。『トルコ戦争に関する内緒話』*Wort in Vertrauen über den Türkenkrieg* の場合、ウィー

ンでの販売に適さないとして「全部フランクフルト、ニュルンベルク、レーゲンスブルク、ミュンヘン、ライプツィヒ、ハンブルクに分割して送付した」ようだ。つまり、印刷した書物を読んできて検閲に通らないと判断した場合、最初から検閲に送らないのである。ヴーヒェラーの弁明によれば、こうした書物はウィーンで販売されることはなく、外国で販売されている。では、検閲に提出したが、発禁処分になった書物はどうなったのだろうか。これも多くの場合、外国へ発送されている。発送先はライプツィヒが圧倒的に多く、続いてミュンヘン、ニュルンベルク、フランクフルトの名前が挙がっている⁴⁵。しかし、それでも残ってしまう在庫はどうするのか。ヴーヒェラーは表紙の補強などに使うために「紙くず」*Makulatur* として店に保管していたのである⁴⁶。

以上、原稿が出版者に届き、印刷され、検閲を経て販売されるまでの、いわば書物の生産過程および販売過程についてはある程度明らかになった。更にドイツ語圏南部の出版文化の特徴としてしばしば言及される海賊版出版についても、ヴーヒェラーの調書は語ってくれる⁴⁶。ハプスブルク君主国では、経済的な観点から国外で出版されている書物に対する海賊版出版は合法であった、いやそれどころか奨励されていた。しかし、国内で出版された書物の海賊版を出版することは禁じられている。ヴーヒェラーは自分が出版したパンフレット「ありそうもな(ソナ)」*Umwahrscheinlichkeiten* の海賊版が

出版されたことについて憤りを以て語っている。「この作品がこ
こ『ウィーン』で公に販売されたあと、印刷業者のヴァッブラー
が私のところで作られた初版を翻刻することを思いつきました。
この海賊版を防ぐために、私は注釈をつけた新装改版を構想しま
した。」この発言にウィーン内での出版業者の間で起る苛烈な
競争を読み取ることができる。売れ行きがいいパンフレットに対
しては、海賊版の出版がつきものであった。出版業者は自分の利
益を守るために様々な対策を講じなければならなかった。この
『ありそうもないこと』の場合、新装改版を構想するだけでなく、
ヴァッブラーが印刷した海賊版をまねてヴーヒエラーは更にその
海賊版を印刷させた。しかし、ヴァッブラーのものが検閲で却下
されたことを知り、脚注つき新版の印刷をやめ、ヴァッブラー版
の海賊版の販売も取りやめたと証言している。

おわりに

警察は一七八九年九月二十四日付け報告書でヴーヒエラーに対
する捜査の総括を行っている。警察が憂慮したのはドイチェ・ウ
ニオン関係の出版物や手紙であり、またヴーヒエラーの店舗の地
下室で発見された二七点の書物に関しては『迫害は理解を育む』
と『トルコ戦争に関する内緒話』の二点のみが「領邦君主を顧み
るに、きわめて不快なもの」とされており、その他の書物に対し

ては言及がない。フランスで革命が進展する中で、警察はドイ
チェ・ウニオンのような秘密結社に対する警戒を強めており、君
主を誹謗するような出版物に対する圧力も非常に強くなってい
たと考えられる。ヴーヒエラーは「検閲なしに印刷を許可するこ
とを定めた宮廷勅令が發布されて以来、私のところで印刷された書
物はたいていまず印刷が終わってから検閲に提出されました。一
つには外国の出版地名をつけた商品の方が簡単に販売許可が得ら
れること、またもう一つにはいくつの場合、私が禁止を予期し
ていなかったからです」と述べている。筆者がヨーゼフ二世に
よる出版政策の第二のメルクマールとした一七八六年四月二十六
日の決議は、明らかに過激な出版物の流通を促す契機になってい
た。また出版地を偽って印刷することで甘くなるという曖昧な検
閲規準も過激な出版物を販売する出版業者の心理的不安を取り除
いていた。そもそも検閲規準が検閲中央委員会メンバーの個人的
判断に負っていたこと自体が発禁本と合法本との境界をひどく曖
昧なものにしていただろう。フランス革命勃発という対外的な
状況とともに、国内の革命勢力とみなされたドイチェ・ウニオン
の幹部ヴーヒエラーの検挙は、一七八九年十一月の事前検閲再導
入を後押しした。ヴーヒエラーに対してはハプスブルク世襲領から
の追放と一〇〇〇グルデンの罰金が科せられている。ヨーゼフ二
世の治世下生まれた公共圏が上から創出されたものであった以
上、体制批判には自ずと限界が設けられていた。ヴーヒエラーの

禁書販売および逮捕は、それまで「拡大された出版の自由」を推進してきた検閲中央委員会の委員長ヴァン・スヴィーテン男爵の立場を弱め、保守勢力の巻き返しを加速させた。「ウイーンの雪解け」は突如として舞い戻った吹雪によってあつけなく追い払われたのである。

ヴァーヒエラーの出版活動からウイーンの出版文化、特に禁書出版の特徴を導き出すなら、①五〇〇部程度の少量出版 ②国外とのネットワーク ③検閲軽視などを挙げることができる。五〇〇部程度の出版部数は確かに少量であったが、売れ行きがよければ、すぐに重版が決定された。また、ドイツ語圏全体に張り巡らされていたネットワークは、出版活動の影響力を国内だけでなく国外にも拡大させた。読者はハプスブルク君主国内だけに止まらない。国外に販路があるという状況は、たとえ国内で禁止されたとしても、国外で出版するという逃げ道を用意し、挑戦的な出版を容易にした。更に検閲委員会の啓蒙的な傾向は、検閲の緩和につながっており、出版者はそれほど検閲に配慮する必要がなかったといえる。

禁書出版は時として利益とも結びついていた。たぐいまれな経営センスを兼ね備えていたヴァーヒエラーは、「啓蒙的な著作」の出版をすることで読者のニーズを満たし、自らの名声、そして売れ行きを同時に確立できたのである。ミヒヤエル・ヴィンターはヴァーヒエラーの出版活動を「絶対主義的な支配構造を本当に危険

にさらす」ものではなく、「ヨーゼフ二世の改革方針に疑問を呈する」ものであり、ヴァーヒエラーを「恵まれていない民衆層の政治的・社会的・経済的・宗教的平等のための急先鋒」と見なしている。ヴァーヒエラーが出版活動を通してヨーゼフ二世の改革に影響力行使しようとしていた、そうした位置づけは間違いない。しかし、依然として利益を追求した出版者としての像もぬぐい去ることはできない。ヴァーヒエラーはドイツェ・ウニオンに所属していたことからウイーン出版界において革新勢力を担っていたと推測される。そして、しばしば出版物上で絶対主義体制の批判を行っていた。しかし、その出版活動には時代のニーズを読み、過激出版物の売り上げを見込んだ合理的判断に基づく側面もあった。ヴァーヒエラーはハプスブルク君主国内から追放された後も、再三にわたりウイーンで再び商売ができるように嘆願している。これが実現することはなかったが、そこには革新的知識人としての顔よりも権力におもねる商人としての顔のほうがより濃く映っている。啓蒙の世紀においては自由の闘士も利益追求者も矛盾するものではなかった。ヴァーヒエラーは啓蒙思想に共鳴した知識人として自らの出版物が公益につながることを望んでいたが、あくまで実利を重んじる出版者として活動していた。従って、彼は自己犠牲を厭わない献身的な革命家では決してない。ヴァーヒエラーからは自らの社会的地位向上への欲望と「啓蒙」の実現への熱望という相反する精神を内包した姿を読み取れる。こ

うした態度は作家を含め、ウィーンで出版活動に従事していた啓蒙知識人の典型的な態度だったのではないだろうか。

註

(1) 拙稿「ヨーゼフ二世期におけるウィーンパンフレット作家の政治的挑戦——ヨーゼフ・リヒター『なぜ皇帝ヨーゼフは民に愛されないのか?』を中心に——」『東欧史研究』二七号、二〇〇五年、四六一—四六頁。

(2) Österreichisches Staatsarchiv, Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA), Inneres Polizei, Pergen Akten. この史料焼失により、十八世紀関連文書の多くが被害を受けたと言われており、この分野では、未だに焼失以前になされた研究に依拠せざるを得ない状況である。

(3) 「皇帝陛下はあなた方(臣民)にとって最高の奉仕になると判断されて、出版検閲を今後より容易に行わせるために、従来の出版検閲に関する命令を変更をなされた。このような見解で陛下は今後、全世襲領に対しひとつの出版検閲中央委員会のみ設置し、その出版検閲中央委員会はウィーンに招集すると命令を下された。当委員会によってなされた決定は直ちにウィーンでも他の諸領邦でも許可された書物や禁止された書物を考慮するに当たって同一の基準として使用することとする。また、諸領邦にあった従来の検閲委員会は廃止し、各領邦でひとつの出版検閲局のみを保持する。検閲業務で地方のために講じられる規定は今後各領邦官庁に委任されるものである」Hermann Grau, *Die Zensur unter Joseph II.* (Strasbourg/Leipzig, 1911), S.255.

(4) 批判は、それが誹謗文書でない限りは、領邦君主から最下層の人々に至るまで、望むなら誰に対しても行つてかまわない。著者が自らの名をそこに印刷させ、それをもって事の真実に対して保証人になる場合には特に禁止され得ない。なぜなら、もし真実を(こ)うし

た方法で手にすることができるとのなら、真実を愛するものすべてにとつてそれは喜びであるに違いないからである」*Ibid.*, S.257.

(5) ただし、海賊出版の許可は完全な印刷許可である「許可」Admittitur、出版地を明記しないことが条件である「制限許可」Permittitur、愛慮すべき箇所(の)修正が条件である「修正後承認」Toleraturの三段階に分かれていた。*Ibid.*, S.265ff.

(6) サシエギはヴァン・スウィーテンが文芸の保護者であったことにも言及しており、彼が文学の観点で検閲問題を判断し、常に作家の利益を擁護したと述べられている。Oskar Sathegy, *Zensur und Geistesfreiheit unter Joseph II. Beitrag zur Kulturgeschichte der Habsburgischen Länder.* (Budapest 1968), S.42f.

(7) ヨーゼフ期の検閲に関しては関連史料が焼失し、不明瞭な部分が多い。パツハライトナーらが編集した『オーストリア書籍業史』では、「同時代の証言をもとに、印刷許可が完全な出版許可である「認可」Imprimatur、奥付をつけないことが条件である「制限許可」Permittitur、宣伝を禁じられていた「黙許」Admittiturの三段階に分かれていたと説明される。Norbert Bachleitner, Franz M. Eybtl, Ernst Fischer (Hrsg.), *Geschichte des Buchhandels in Österreich.* (Wiesbaden 2000), S.112. Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur und des Buchhandels in Österreich.* (Io. Vj. 1788), S.28. しかし、一七九二年一月二十日の新規規則は「admitturを分類するとして」admittur, toleratur, permittitur, transactと「四種類の印刷許可が設けられた。(こ)こではadmitturが海賊版の出版を含める完全な出版許可を意味し、toleraturが海賊版を認めない許可、permittiturが奥付なしでの「制限許可」、transactが海賊版を認めず、広告も認めない「黙許」を表した。Franz Hadamowsky, "Ein Jahrhundert Literatur- und Theaterzensur in Österreich (1751-1848)" in: Herbert Zeman (Hrsg.), *Die österreichische Literatur ihr Profil an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert (1750-1830)*, (Graz

1979). S.289-305. この法規での *admittitur* という語句の使用法を見る限り、これがヨージェフ期に「黙許」を意味していたとは考えにくい。また、*imprimatur* は教会検閲の頃から使用されてきた印刷許可を表す語句であり、一七八一年の検閲法においても通常の「認可」を意味している。これを踏まえ、このでの *admittitur* は海賊版の印刷許可を指す語として捉えるのが妥当であろう。本稿注らもあわせて参照せよ。

(8) Sashegyi, S.119f.

(9) 一七八一年十月二十六日宮廷政府の上申では出版されている著作がほとんど役に立たないものばかりであることが指摘されている。「必要不規定で拡大された出版の自由の時代から当地で出版されたパンフレットは数百作現れているにもかかわらず、その中に何らかの意味を見いだせるものはせいぜい六作か八作しかない」と、それなりの理由をもって言うことができます。」Gnau, *op. cit.* S.231。

(10) ヨージェフ二世は一七八四年四月に検閲委員会に向けて次のような提案を行っている。「ところで、今年を通して際限なく多くのパンフレットが書きなぐられ、当地の知識人の名声を高め、大衆に教訓を与えるようなものは、ほとんど現れないという証拠が存在しているのは明らかである。ゆえに今後、当地でパンフレットを印刷させたいと考えている作家はみな、検閲に提出の際すぐに六ドゥカーテンが検閲局に支払うことを義務づけられるべきである。その著作が検閲で出版を認可されたら、支払われていた六ドゥカーテンは著者に返還される。しかし、それがはねつけられたら、六ドゥカーテンは返還されずに救貧施設のほうに回されるのである。これによって、望むらくは無用なパンフレットの乱造が阻止され、そして人々が、食べるために書き、同時に多少の助けを阻んでいる三文文士を沈黙させる気になることである。このことは新聞によって一般的にあらゆる知識人に周知させられ、検閲は通常今後より熱心に調査し、それでもって、無用で無意味なものに満たされたパンフレット

ト、頻繁に道徳に反するもの、聖職者に対する誹謗、それからリプリントのみ含むものは返けられ、出版を許されずに六ドゥカーテンの供託金が救貧施設に入ることになる。」Gnau, *op. cit.* S.230f. この提案は実施直前にヴァーン・スウィーターテンの説得によって破棄された。Ibid. S.232f.

(11) 印紙税導入の一連の議論については Sashegyi, *op. cit.* S.229-234 を参照せよ。

(12) ハプスブルク君主国の出版業の動向については特に以下の文献が参考になる。Norbert Bachleitner et al. (Hrsg.), *op. cit.*

(13) 一七八六年十一月九日の規定を Michael Winter, *Georg Philipp Wachter* (Frankfurt am Main 1992), S.107 を引用せよ。

(14) 「書籍商新聞」に関する統計データは Reinhart Wittmann, Die frühen Buchhändlerzeitschriften als Spiegel des literarischen Lebens in: *Archiv für Geschichte des Buchwesens* XIII, (Frankfurt 1973), S.613-931. の特に 817-822 に掲載された一七八八年、一七八三年、一七八五年のデータを参考にした。ちなみに一七八八年における参加書籍商数上位五都市はライプツィヒ (二五)、ベルリン (二五)、フランクフルト (一〇)、ニュルンベルク (一〇)、ウィーン (一〇) で、一七八五年はライプツィヒ (三四)、ベルリン (一九)、ウィーン (一六)、フランクフルト (一五)、ニュルンベルク (一五) である。

(15) この注は以下を参照した。Anonym, Gemeinutliches Schema der k. k. Haupt- und Residenzstadt Wien. (Josef Gerold, Wien 1779). Anonym, Der kaiser-königlichen Residenzstadt Wien Kommerzialschema, nebst Beschreibung aller Merkwürdigkeiten derselben. Joseph Gerold, Wien 1780). Anonym, Wienerisches Kommerzialschema oder Verzeichniß aller in Wien... (Joseph Gerold, Wien 1782). Anonym, Wienerisches Kommerzialschema oder Bürger-Almanach (Joseph Gerold, Wien 1789).

(16) Ignaz de Luca, *Wiens gegenwärtiger Zustand unter Josephs Regierung.*

- (16) Georg Philipp Wucherer, Wien 1787. Ignaz de Luca, *Topographie von Wien*. (T. E. von Schmidauer u. Komp., Wien 1794).
- (17) Anton Freyherr von Geudau, Alphabetisches Verzeichniß derjenigen Broschüren und Schriften welche seit der erhaltenen Preßfreyheit herausgekomen sind. (Sebastian Hartl, Wien 1782).
- (18) Alexander Korasek, *Buchhandlungsgründungen unter Josef II.* (Dipl. Wien 1994). S.42.
- (19) Johann Peztl, *Skizze von Wien: Ein Kultur- und Sittenbild aus der josephinischen Zeit mit Einleitung, Anmerkungen und Register*, hrsg. von Gustav Guggitz und Anton Schösser (Graz 1923) S.308.
- (20) Anton Mayer, *Wiens Buchdrucker-Geschichte 1482-1882*, 2.Bd. (Wien 1887) S.62f. Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur und des Buchhandels in Oesterreich*. (Io. VJ. 1788) S.22f.
- (21) Anonym, *Freymüthiger Versuch über den Buchhandel vorzüglich in Hinsicht auf die kaiserlichen Erblände*. (Io. VJ. Wien/Prag 1782).
- (22) 「ボーゲン」とは、全紙一枚を指す単位である。例えば四折判は全紙を二回折つてできる判型で「ボーゲン」から四葉の紙(裏表合計で八頁分)が作られる。同様に八折判は八葉、一六折判は一六葉となる。
- (23) Anonym, *Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur und des Buchhandels in Oesterreich*. (Io. VJ. 1788) S.41f.
- (24) *Ibid.* S.45.
- (25) *Ibid.* S.71.
- (26) *Ibid.* S.157.
- (27) 作家であり検閲官でもあったアロイス・ブルマウアーは「パンフレットの大洪水」の経済効果を計算する上で、パンフレットの発行部数を二〇〇と想定して計算している。こうした想定から二〇〇部が平均的発行部数だったと考えることが出来る。Aloys Blumauer, *Beobachtungen über Oesterreichs Aufklärung und Litteratur*. In: *Edith Rosenstrauch-Königsberg* (Hrsg.), *Literatur der Aufklärung 1765-1800*. (Wien/Köln/Graz 1988) S.179.
- (28) ケオルク・フィリップ・ヴェービュラーに関連する警察文書はAVA Pergen-Akten IX B5に収められている。なおニコバヤエル・ヴィンターが行った詳細な伝記的研究もあわせて参照のこと。Michael Winter, *Georg Philipp Wucherer (1734-1805) Großhändler und Verleger*. (Frankfurt/M 1992).
- (29) 十六世紀以来、書籍を扱う卸売商Niederlegerはハブスブルク君主国と外国を結ぶ仲介業者として重要な役割を担ってきたが、一七七四年に卸売業資格Niederlegerrechtの廃止とGroßhändler資格の新設(一七七五年の国境関税の導入によって、従来の書籍輸入業者は打撃を受け、自社出版の必要に迫られる状況になった。新しい卸売商の資格を得るためには、資本金三〇〇〇グルテンを用意する必要があったが、外国人やプロテスタントにも門戸が開かれていた。Bachleiner et al. (Hrsg.), *op. cit.* S.117-121. P. G. M. Dickson, *Finance and Government under Maria Theresia 1740-1780*, vol.1 (Oxford 1987) pp.140-178. ニーターエスタライビ政庁は「卸売業の権利は書籍業の小売り、すなわち、市場開催時間以外での個人販売を含まない」という見解にたわわっていた。Winter, *op. cit.* S.14. 書籍業における卸売商はあくまでも外国書籍の輸入業者であり、書籍商と比べて不利な状況にあったことがわかる。
- (30) AVA Pergen Akten IX B5 H1, *Allerunterthängige Nota vom 27. 7. 1789*, またヴェービュラーは取り調べに対し「その「逮捕の」理由は「健全な理性」という書物を検閲の許可を得ることなく、自ら訴え出たハンガリー騎兵に、彼は何度も時には自分では使用人を使って私に取り組みさせていたのですが、その彼に製本済みのものを四五クロイツァーで販売したことです」と供述している。AVA Pergen Akten IX B5 H4, *Verhörprotokoll vom 8. 8. 1789*.
- (31) AVA Pergen Akten IX B5 H2, *Allerunterthängige Note vom 29. 7.*

1789.

(32) AVA Pergen Akten IX B5 H2, Alleruntertänigste Note vom 4. 8. 1789.

(33) ライプツィヒの書籍商ケオルグ・ヨアヒム・ゲーシエンは知らな
い者から送りつけられたとされる一〇種類の原稿を、ドイチェ・ウ
ニオンの目的や性質を明らかにするために印刷出版した。この出版
には告発の意味があった。Anonym, Mehr Noten als Text oder die
Deutsche Union Zwey und Zwanziger eines neuen geheimen Ordens
zum Besten der Menschheit: Aus einem Packet gefundener Papiere
zur öffentlichen Schau gestellt durch einen ehrlichen Buchhändler.
(Leipzig: Georg Joachim Göschen 1789).

(34) この名前前の挙がっているリヒターは、おそらくヨーゼフ・リヒ
ターだと推測される。リヒターはしばしばヴァリエラーから執筆を
依頼されていたことがわかっている。

(35) Leopold Alois Hoffmann, Aktenmäßige Darstellung der Deutschen
Union, und ihrer Verbindung mit dem Illuminaten = Freimaurer = und
Rosenkreutzer = Orden: Ein nöthiger Anhang zu den höchst wichtigen
Erinnerungen zur rechten Zeit. (Wien: Christoph Peter Rehm, 1796).

(36) Mehr Noten als Text, S.30-34. また、ホフマンの「ドイチェ・ウニ
オン」では「ドイチェ・ウニオンの計画」やその表題にたいしてつづ
が、文書の中身自体は変わらない。Hoffmann, *op. cit.* S.25-35.

(37) その後作成された「ドイチェ・ウニオンの暫定計画」という文書
では、更に洗練された形で目的と方法が述べられている。それによ
れば、ドイチェ・ウニオンは①出版業界に影響力を持ち、②教養新
聞によって公衆への影響力を確保し、③読書協会をあらゆる場所に
設置することで読者への影響力を維持し、④手紙による通信で会員
相互のネットワークを強固なものにすることを重要視していることが
わかる。Mehr Noten als Text, S.82-90. Hoffmann, *op. cit.* S.48-61.

(38) ドイチェ・ウニオンではメンバーが「老人」Aldermann、「成人」

Männer、「青年」Jünglingの三つの階層に分けられており、「老人」と
「成人」から選挙で「首都大司教」Metropolit、「司教」Diöcesan、「長
老」Vorsteherと呼ばれる幹部が選ばれる。ヴァリエラーが就いていた
「司教」とは各地方で通信や活動の中心に立ち、様々な経費を支払った
ために、会費の半額を受け取る権利をもっているをわけて重要なポスト
であった。ドイチェ・ウニオンの身分、職階については Hoffmann, *op.
cit.* S. 182-186. を参照のこと。

(39) AVA Pergen Akten IX B5 H4, Verhörprotokoll vom 14. 8. 1789.

(40) ドイチェ・ウニオンの構成メンバーに関しては以下の文獻に詳細
なリストが掲載されている。Degenhard Port, Briefe angesehener
Gelehrten, Staatsmänner, und anderer, an den berühmten Märtyrer
Karl Friedrich Bahrdt seit seinem Hinweggange von Leipzig 1769 bis
zu seiner Gefangenschaft 1789: nebst einigen Urkunden. (Leipzig:
Weygand, 1798), S.334-360. 「タキスト以上の覚書」やホフマンの
「ドイチェ・ウニオン」にも流出したメンバーリストが掲載されて
いるが、それは完全なものではない。

(41) AVA Pergen Akten IX B5 H4, Verhörprotokoll vom 20. 8. 1789;
Verhörprotokoll vom 21. 8. 1789; Verhörprotokoll vom 22. 8. 1789;
Verhörprotokoll vom 25. 8. 1789.

(42) AVA Pergen Akten IX B5 H4, Verhörprotokoll vom 14. 8. 1789.

(43) AVA Pergen Akten IX B5 H4, Verhörprotokoll vom 21. 8. 1789. た
だ、ヴァリエラーがバルトに対してたびたび執筆依頼していること
も彼が送った手紙から判明している。

(44) ヴァイマルが自分の印刷所を手に入れるまでの経緯は、Briefe
über den gegenwärtigen Zustand der Litteratur und des Buchhandels
in Oesterreich, S.66-76, S.97-100. を参照のこと。

(45) このほかにもヴァリエラーにはハプスブルク君主国各地に委託販
売契約をしている書店が存在した。例えば「賢い農民」あるいは農
民と農夫のための本」の広告を「ヴァイナー・ツァイトゥンク」に

掲載した際に委託売買人としてブラハ、ブリュン、プレスブルク、ベスト、グラーツ、クラウゲンフルト、ライバッハ、トリエステ、リンツ、レンベルク、トロツバウの書店を挙げている。*Wiener Zeitung*, Nr. 56, 1785, S.1656。更に「一七八七年度オーストリアの寛容の使者」の広告では上記の都市以外に、ブドヴァイス、フェンフキルヒェン、ギュンス、ヘルマンシュタット、クレムス、クレムプジール、レオーベン、ニコラスブルク、エーデンブルク、オーフェン、ベスト、ライプ、シュタイア、シュトゥールヴァイセンブルク、テツシエン、ツナイムの名前が挙がっている。*Wiener Zeitung*, Nr. 80, 1786, S.2412。

(46) 多くの研究者によってドイツ語圏で出版業に南北格差の存在が指摘されている。十八世紀前半まで出版業者間では書物の交換取引が優勢であった。しかし、ライプツィヒの業者が中心となって貨幣取引を導入していったために、南北の間で取引形態の差異も生じるようになった。南部の業者は自分たちにとって不利な貨幣取引に対抗するために、海賊版出版を頻繁に行ったようである。

(47) AVA Pergen Akten IX B5 H4, Verhörsprotokoll vom 22. 8. 1789, 帛た、ここに登場するヴァッブラーとは、クリスティアン・フリードリヒ・ヴァッブラーのことであり、彼は一七八一年にウィーンに印刷所を開き、一七八四年からは「フリーメーソンのためのジャーナル」を出版するなど、ウィーンで活躍した印刷業者の一人である。

(48) AVA Pergen Akten IX B5 H6, Unterhänger Berichte vom 24. 9. 1789.

(49) AVA Pergen Akten IX B5 H5, Pro Memoria vom 20. 9. 1789.

(50) たゞせば「サービエラーが出版した『セーケイ近衛連隊中佐の犯罪と刑罰に関する率直なコメント』は三日で三版まで重版された。」
 9. Anonym, *Widerlegung der freymüthigen Bemerkungen und Strafe des Garde = Obristleutnant Szekely*, (Io. VI 1786) S.15.
 (51) Michael Winter, *op. cit.* S.75.

(52) 十八世紀末ウィーンの啓蒙知識人の性質については、前掲拙稿以外に、あわせて以下の文献を参考されたい。山之内克子「啓蒙期ウィーンの『都市描写』——ヨハン・ベツル『ウィーンのスケッチ』を中心に——」『神戸外大論叢』五(三三)、二〇〇〇年、一七—四七頁。同「十八世紀末ウィーンにおける文芸と出版——アロイス・ブルマウアー『オーストリアの啓蒙と文学をめぐる考察』に関する一試論——」『外国学研究』五三、二〇〇二年、六一—九二頁。同「ウィーンとベルリン——啓蒙をめぐる論争——ヨハン・フリーデル『ウィーンからの手紙』とその反論文書をめぐって」『神戸外大論叢』五四(一)、二〇〇三年、九—一二四頁。

**Die Verlagskultur in der zweiten Hälfte des 18.
Jahrhunderts in Wien.
Ein Analyse anhand des Beispiels der Aktivitäten
Georg Philipp Wucherers.**

UEMURA Toshiro

In der vorliegenden Arbeit wird die Verlagsaktivität des Groß- und Buchhändlers, Georg Philipp Wucherer, der im Juli 1789 wegen des Verkaufs eines verbotenen Buchs verhaftet wurde, analysiert. Um die Wiener Verlagskultur im späten 18. Jahrhundert zu charakterisieren, werden Pergen Akten herangezogen, welche viele Polizeiberichte enthalten. Zuerst wird die Pressepolitik von Joseph II. betrachtet, durch die in der Habsburger Monarchie die erweiterte Pressefreiheit rasch verwirklicht wurde. Dann erfolgt eine Auseinandersetzung mit dem allgemeinen Verlagswesen anhand von statistischem Material, z. B. eines Adressbuchs, eines Buchkatalogs, und eines Führers über Wien. Diese Dokumente zeigen die Entwicklung des Buchhandels im Allgemeinen und die Wichtigkeit der Broschüren, welche billiger und einfacher zu produzieren waren als andere Verlagswerke, für die neuen Buchdrucker und Buchhändler im Speziellen. Anschließend werden „Pergen Akte“ analysiert.

Georg Philipp Wucherer wurde 1734 geboren, und begann 1783, nachdem er in verschiedenen Gewerben beschäftigt gewesen war, eine Buchhandlung in Wien zuerst als die Großhändler, später als Buchhändler. Er gehörte zu einer Geheimgesellschaft an, der Deutsche Union, die auf radikale Aufklärung abzielte. Als er arretiert wurde, wurden einige Briefe betreffs der Deutschen Union und 27 verbotene Bücher in seinem Geschäft sowie seiner Wohnung gefunden. Während die Revolution in Frankreich stattfand, war die Polizei gegenüber den Mitgliedern der Geheimbünde wie die Deutsche Union vorsichtiger war und ausübte auf radikales Verlagwerk, die Fürsten kritisierten, einen Druck. Dementsprechend wurde Wucherer von der Polizei als staatsgefährlich eingestuft. Nach Meiner Analyse der Verlagsaktivität von Wucherer führe ich drei Charakteristika an: die geringe Auflage von 500 Exemplaren, das internationale Netzwerk und die Unterschätzung der Zensur.

Seine Veröffentlichung aufgeklärter Bücher brachte ihm Ruhm und Geld ein. Er kritisierte zwar den Absolutismus in seinem Verlagwerk, war aber auch rationeller Verleger, der auf Grund des Bedarfs der Zeit mit einem guten Absatz der radikalen Bücher rechnen konnte. In dieser Zeit sah man keinen Widerspruch zwischen Aufklärung und Gewinnstreben. Wucherer wünschte vermutlich mit seinem Verlagwerk den Dienst am Gemeinwohl, er hielt aber als Unternehmer auch wirklichen Gewinn für wichtig. Er strebte einerseits nach sozialem Erfolg, andererseits hoffte er auf die Verwirklichung der Aufklärung. Sein Verhalten war typisch für das der Wiener Aufklärer dieser Zeit.